

令和8年度豊中市女性の活躍促進支援事業に関する仕様書

業務名称 令和8年度豊中市女性の活躍促進支援事業

履行期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）までとする。

1. 目的

豊中市内各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮できるよう、就労継続、職場風土改善など働きやすい職場環境づくりを効果的に推進するため、事業者に向けて女性の活躍促進支援事業を実施する。

2. 業務実施期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）までとする。

3. 業務対象区域

豊中市内

4. 業務概要

- (1) 経営者・管理職等を対象としたセミナーの企画・運営（テキスト作成含む）・講師派遣（講師謝金及び旅費を含む）
- (2) 事業者へのアドバイザー派遣（講師謝金及び旅費を含む）
- (3) (1)～(2)に係る参加者募集の広報活動
- (4) (1)～(2)に係る周知啓発用チラシデータの作成及び印刷
- (5) 経営者・管理職等を対象としたセミナーとアドバイザー派遣を連動させ、相乗効果を高める提案の実施
- (6) 豊中市女性活躍推進事業者認証制度に係る周知啓発、市内事業者へのヒアリング
- (7) (1)(2)(6)に係るアンケート調査の実施
- (8) その他、市が必要と認める業務内容

5. 事業内容

- (1) 経営者・管理職等を対象としたセミナー及び交流会の企画・運営
 - ・目的：女性が活躍していくために職場の理解と働きやすい環境づくりの重要性について改めて考え、取組みへとつながるセミナーを開催し、経営者・管理職の意識改革を促す。また他企業や異業種の交流の場とすることで、自社の取り組みを見直すきっかけを創出する。
 - ・実施時期：令和8年9月～令和9年1月
 - ・対象者：豊中市内事業所の経営者・管理職、人事労務管理担当者等
 - ・開催方法：インターネットを活用したオンライン形式等参加しやすい方法で行うこと。
セミナーについては、一定期間アーカイブ配信を行うこと。
交流会については、事業者間でコミュニケーションを図ることができる形式とすること。
 - ・時間：セミナー：1時間半～2時間半程度
交流会：1時間程度
 - ・募集人数：オンラインで実施する場合は募集上限数を定めない。
 - ・開催回数：セミナー：1回以上実施すること。
交流会：2回以上実施すること。
業種別又は事業所規模別、認証事業者等で行うこと。
 - ・内容
 - ① 女性の活躍推進や働く女性の能力を高め力を発揮できることは、事業所にメリットがあること、働きやすい職場環境づくりに対する意識の醸成を目的とすること。

- ② セミナーの内容については以下の内容を盛り込むこと。
 - ・子どもをもつ社員にとって働きやすい職場環境づくりのため、事業所内での理解が促進されるような内容
 - ・その他、「女性活躍推進」及び「仕事と育児等の両立支援」に向けた考え方や必要性について、経営者や管理職へ理解促進や意識改革を促すことを目的にした内容
- ③ セミナー、交流会では、認証事業者と連携するなど、女性の就労継続が企業の経営の安定につながる取組事例を紹介する。
- ④ 参加事業者を後述のアドバイザー派遣や認証制度に結び付け、相乗効果を図ることにより具体的な取組みを促進する。

・その他

- ① 講師について、セミナーを実施するにあたり、その目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師を1人以上を手配すること。
- ② セミナーで使用するテキストは、上記の内容を盛り込んだものを準備すること。配布用のテキスト・資料は、既存のテキストを使用しても差し支えないが、受講者がわかりやすいものとなるよう図、グラフ、イラスト等に工夫を凝らしたものとし、事前に市に提出のうえ承認を得ること。
- ③ 交流会においては意見交換のテーマを定めて、司会進行を行い事業者間の意見交が円滑に行えるよう実施すること。

(2) 事業者へのアドバイザー派遣

- ・目的：豊中市内の事業所に対して、女性活躍やワークライフバランスなどの専門的な知識や経験等を有するアドバイザーを派遣し、必要なアドバイスや情報提供を行い、事業所における課題等を解決することにより女性の職業生活における活躍を促進する。
- ・実施時期：令和8年9月～令和9年3月
- ・対象者：市内事業者10社以上
- ・実施手法：1事業者あたり最大3回派遣。
事業者の希望により2回目以降はオンライン対応でも可

・内容

女性活躍に関する現状の課題（育児・介護休業の取得についての課題、）についてのヒアリング及び課題の抽出と把握

- ① 事業所における課題の整理及び解決に向けた助言や提案
- ② 豊中市女性活躍推進事業者認証制度の周知及び認証に向けた支援

・その他

- ①アドバイザーの手配について、女性活躍推進やワークライフバランス、職場環境改善に関する専門的な知識と経験を有する専門家を手配すること。
- ②これまでアドバイザー派遣を行ってきた事業者で認証取得にいたっていない事業者にもアプローチを行うこと。

(3) (1) (2) に係る参加者募集の広報活動

- ・参加者募集及び開催告知等について、広く周知されるよう、市と十分協議・連携した上で積極的な広報活動（SNSの活用等）を行うこと。
- ・Facebook（既存のページ）等を活用し、情報発信等を行うこと。

(4) (1) (2) に係る周知用チラシの制作（企画・構成）

- ア (1) (2) に係る周知啓発用チラシデータの作成
- イ (1) (2) のチラシの印刷：3,500部（商工会議所分：3,000部、市：500部）
（(1) (2) について1枚に記載し両面、カラーで作成を想定）
※公共施設への配架依頼、商工会議所等への折り込み依頼は市が実施する予定

(5) セミナーの参加事業者や、アドバイザー派遣先事業者に積極的に働きかけ、両者を連動させ、支

援対象事業者の掘り起こしの実施

(6) 豊中市女性活躍推進事業者認証制度の周知・啓発・ヒアリング

- ・目的：豊中市女性活躍推進事業者認証制度の周知・啓発・ヒアリングを行うことにより、女性の活躍を推進することを促す。また認証制度の認知度向上につながる広報・情報発信を行う。
- ・実施時期：令和8年8月～令和9年3月
- ・ヒアリング目標：市内事業者等 10社以上
- ・内容
 - ① (1)(2)の各事業において、事業者等に対して積極的な制度の説明や申込みへの働きかけ特に認証の取得が進んでいない分野の事業者に対して積極的に行うこと。
 - ② 市内事業者への訪問や電話、メールなどによる効果的な啓発の実施
 - ③ 市内事業者への制度に関するヒアリング内容の作成・分析
 - ④ 認証事業者の取組内容等について、認証事業者のイメージアップにつながる（人材確保等につながる等）広報を行うこと。
 - ⑤ 認証事業者の許可を得たうえで、取材を行い、市のホームページや Facebook 等で情報発信を行うこと。（2社以上）

(7) (1)(2)(6)に係るアンケート調査の実施

参加者及び参加事業者等に対してアンケート調査を実施し、取りまとめ分析のうえ、人権政策課あて書面及び電子データで提出報告すること

(8) その他

セミナー実施の検証を行うため、セミナーが適正に実施されたことがわかる講師の署名又は押印がなされた資料を作成し、セミナー終了後、人権政策課あて提出すること。

6. 成果物

(1) 業務実施計画書

(2) 事業責任者届

(3) 業務報告書

- ・セミナーに関すること

実施内容、実施日時、各セミナーの写真等（紙媒体・電子データ）、課題、今後の方向性などが記載されたもの、アンケート調査結果・分析、ヒアリング調査結果・分析等

- ・アドバイザー派遣に関すること

実施内容、実施日時、事業者の概要、事業者の課題、課題整理、助言内容、実施結果

- ・豊中市女性活躍推進事業者認証制度に関するアンケート調査結果・分析等

- ・事業全体報告書

(4) チラシ（両面印刷）

(5) セミナーのテキスト

(6) 情報発信に係るデータ

(7) 業務完了届（任意様式）

7. 業務体制

総括責任者を1名、その他従事者として担当者を2名以上配置すること。

8. その他

(1) 契約締結後、速やかに本業務委託のスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

- (3) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例 44 号）その他法令等に基づき適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 本業務の委託料は、業務完了後、検査合格したのち受託者からの請求により支払うものとする。
- (7) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (8) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受託者が負う。
- (9) 応募費用、書類等に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (10) 提出された書類は返却しない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。